岡田　進
濱千代　進

従五位に叙する（各通）
池田　吉郎　齋藤　嘉男
鈴木　進　長谷川光司

正六位に叙する（各通）
阿部　國久　井町荘太郎
高橋　理夫　田中　千福
渡邊　和壽

従六位に叙する（各通）
阿部　信悦　鎌田　和男

正七位に叙する（各通）
眞子　和博
小泉　秀彦

従七位に叙する（以上十一月四日）
（兵庫県立大学名誉教授）
今村　秀樹

正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する
種田　昌史
（前橋市議会議員）
関　正
宮澤　慶夫

正六位に叙する（各通）
岩山　功　菊地　守
小山　起由　中嶋　賢吉
堀内　昭八　森田　栄

従六位に叙する（各通）
（浦添市消防司令）

正七位に叙する（各通）
山口　秀人

従七位に叙する（以上十一月五日）
小早川　弘

従五位に叙する（十一月六日）

○叙勲

日野　満明

旭日単光章を授ける（十一月三日）
泉井　卓
小澤　剛
福本　昇

旭日双光章を授ける（十一月四日）
田中　千福
（前橋市議会議員）
金井　清一

旭日双光章を授ける
栗田　政行

旭日単光章を授ける（以上十一月五日）
（文部科学事務官）
星野　利彦

瑞宝小綬章を授ける
天野　満朗　梅津　和男　工藤　正穂
久保　富男　久米　章雄　後藤　洵
鶴岡　保雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
（准空尉）
佐藤　亘
（兵庫県警部）
田原　淳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月三日）
富田　廣

瑞宝小綬章を授ける
阿部　國久　池田　吉郎　鎌田　和男
小泉　秀彦　齋藤　嘉男　山口　智久

瑞宝双光章を授ける（各通）
冨川　進

瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）
眞鍋　久

瑞宝小綬章を授ける
紅林　俊郎　宮澤　慶夫　森田　栄

瑞宝双光章を授ける（各通）
（浦添市消防司令）
小澤　剛

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月五日）
昆野　宏生　中森　寿行　米谷　弘明
土本　明

瑞宝双光章を授ける（十一月九日）

官庁報告

官庁事項

名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年十二月五日に、名取川水系、菊川水系及び高津川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年十二月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　青森県上北郡野辺地町字二本木三〇番一から同町字上御手洗瀬四番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　能代市二ツ井町切石字中新田二四〇番から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十一日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

公告

諸事項

工場財団

工場財団秋田市茨島一丁目２番３号**株式会社東北機械製作所**の工場財団に秋田市茨島一丁目２番３号株式会社東北機械製作所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年12月11日　秋田地方法務局